

資料 4
(報告事項)

千葉県における孤独・孤立対策について

千葉県における孤独・孤立対策

- 背景 ➤ 少子高齢化や核家族化、未婚化、晩婚化などを背景とした単身世帯の増加が進む中、家族や地域などにおける人と人とのつながりが希薄化しており、「生きづらさ」や孤独・孤立を感じやすい社会へと変化してきている。
- 法の成立
施行 ➤ 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立の問題が一層深刻化していることを受け、国では、令和3年に孤独・孤立対策担当大臣の創設、孤独・孤立対策の「重点計画」を策定し、基本理念などを定めた。その後、令和5年に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年4月1日から施行されている。
- 県の責務 ➤ 同法において、県は、法の基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされている。
- 官民連携
PF ➤ また、法に基づき、各地方公共団体は、多様な主体が対等に相互につながる「水平的連携」を促進すること、その連携の仕組みとなる官民連携プラットフォームの構築等に取り組むことが努力義務とされたところである。
- 千葉県の
動き ➤ このため、千葉県では、同プラットフォームの特徴である「水平的連携」を意識し、プラットフォーム立ち上げの企画段階から関係機関等と議論をして進めていくこととし、多分野の構成員による準備会において、本県における官民連携プラットフォームを来年度設立できるよう準備を進めている。

孤独・孤立対策について(背景・国の動き)

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。

家族とのつながり
(少子高齢化・単身世帯増加)

地域とのつながり
(過疎化や高齢化、地域組織の衰退)

会社とのつながり
(働き方の多様化、ワーキングプアの増加)

- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面での
コミュニケーション減少

生活困窮をはじめとした
不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶり
の対前年比増

DV相談件数増、児童虐待相談対応件数増、
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題が懸念される。

令和7年6月23日 内閣府孤独・孤立対策推進室提供 孤独・孤立対策説明資料より引用

国における孤独・孤立対策の動き

令和3年

孤独・孤立対策担当大臣の創設、内閣官房に孤独・孤立対策室を設置
孤独・孤立対策の重点計画（閣議決定）を策定

基本理念

- ・人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に**社会全体で対応**
- ・当事者や家族等の立場に立って施策を推進
- ・社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れ、人と人との「つながり」を緩やかに築ける社会環境づくり

令和4年

(国版)孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立

令和5年

孤独・孤立対策推進法 成立 (5月31日成立、6月7日公布、令和6年4月1日施行)

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- 孤独と孤立は密接に結びついているが、
・孤立しているが孤独は感じていない
・孤立していないが孤独を感じている ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人でいること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ...など

風邪をひく



【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない ...など

免疫力が低下している

【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄）...など

風邪が悪化して重症化

各種支援制度、
相談窓口等による
支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

→ 日常にある「つながり」が必要

（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「予防」の観点

孤独・孤立対策推進法

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、施策の基本となる事項等について定める。(令和6年4月1日施行)

基本理念（第2条）

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ること。

孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。

当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

国の責務（第3条）

国は、前条に定める基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国民の努力（第5条）

国民は、孤独・孤立の状態にある者に対する关心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

関係者の連携及び協力（第6条）

国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

孤独・孤立対策推進法

国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努める。

相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努める。

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講じるよう努める。

孤独・孤立の問題は複合的なものであり、
自治体・団体それぞれ単独での対応は困難



地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係／ネットワークを構築し、連携・協働を推進

人材の確保（第12条）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努める。

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独又は共同して、当事者等に対する支援に関する機関及び団体、支援に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。

個別支援も多様なアプローチや手法による
対応が必要。



個々の当事者等への具体的な支援内容について、プラットフォーム関係機関等より限定的な主体が集まり協議する場を設置（個人情報も取り扱う）

孤独・孤立対策（地方版官民連携PFの概要）

法の施行通知では、地方公共団体が設置する官民連携PFの特徴、主な取組、構成等について、技術的助言が記されている。

特徴

官民間わず共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、PFの最も重要な特徴は、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すもの。

主な取組

（取組例）

孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定

関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動

関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発

住民への情報発信、普及啓発活動

人材確保・育成のための研修

なお、具体的な目的や取組を設定する際にも、地方公共団体のみで設定するのではなく、各団体から見た問題意識の共有や、ともに対応すべき課題に設定、その解決のために何ができるかといった視点をもち、参画する関係機関等と議論しながら設定することが重要。

参画する関係機関等

原因や背景事情が多岐にわたる孤独・孤立の問題を抱える方への支援が、的確かつ着実に届くようになるためには、官・民・NPO等の多様な主体の参画の下での連携・協働をさらに促進する必要がある。

また、官・民それぞれの取組の視野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図るとともに、民間企業が事業活動を通じて、孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することが求められている。